

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年9月20日（平成28年（行個）諮問第141号）

答申日：平成28年12月13日（平成28年度（行個）答申第146号）

事件名：本人が申告した人権侵犯事件に係る記録の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし26に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月6日付け総庶（5）第663号によりさいたま地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、全部開示するとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

特定年月日に人権相談申込みを特定支部に行った調査の結果は「侵犯事実不明確」であった。経過及び結果の説明がなく、疑問だけが残り保有個人情報開示請求に至りました。人権相談申込み後相手方夫婦と偶然に買物先で出くわし彼等の自動車の内に移り非礼な事の説明を求めた。既に相談内容を承知の様子でした。事々に言い訳でした。更に私の言動に対しても問題点かえて一方的に彼等の正当性を述べていた。例として①暴言を吐いた訳は私が失笑し軽蔑されたので暴言（○○○）吐いたらしい。（○○○ではなく△△△？と言い換える）②ささいな事を大事にして町長から謝罪文取った。③集会案内文を外部漏らしたと不必要な謝罪。④大きな飼い犬は躡けが良く人様には脅威を与えない。又、ニュータウンで一番犬の友達が多いとの自慢をした。（言い換えれば悪評・噂を流すとの脅かし）等でした。以上部分開示ではなく、全部開示して頂き、現状とかい離している箇所を確認したい。

## (2) 意見書

意見書提出の機会頂き有難うございます。

法務省の審査請求書に記述致しました通り、特定支局の調査の結果は「侵犯事実不明確」でした。結果の説明要求に対して拒否されてしまいました。

後日相手方と偶然会って、暴言に対して問いましたら事実無根の言訳で「失笑され軽蔑された為暴言を吐いたとの答えです。これは全くの嘘で、いきなり大型犬を伴った出来事でした。又「○○○」ではなく「△△△」と吐いたと言いました。

以上、事実と人権擁護委員会との事情聴取が、かい離していると思われるので、全部開示で相手方の供述を知りたい。

御互いに同じ地域で生活して行く為、事実を曖昧でなく非が有れば素直に改める大きな心が大事かと思しますのでこの審査会が、事実を知りたい人達に協力してください。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、さいたま地方法務局本局が保有している情報であって、審査請求人が特定年月日に申告を行った、人権侵犯事件の調査記録である。

処分庁は、下記4の理由により、平成28年6月6日、保有個人情報の部分開示決定をし、同日付け総庶(5)第663号「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」で審査請求人に通知した。

#### 2 「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編綴される書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書、及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

#### 3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、さいたま地方法務局長が行った平成28年6月6日付け

部分開示決定処分を取り消し、全部開示とするとの決定を求めていると解される。

#### 4 部分開示を行った理由について

- (1) 審査請求の対象である前記人権侵犯事件の調査記録（以下、第3においては「本件人権侵犯事件記録一式」という。）の中には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌憚のない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する法務省の人権擁護機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るためには、人権擁護機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、このような事態が生じることをおそれて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (2) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている。

人権侵犯事件においては一般に人権侵害をめぐって当事者間に紛争が発生しており、関係者が事件の調査に協力した事実や被害者その他の関係者に対する調査の内容等がその他の当該事件の関係者に開示されると、紛争が一層複雑化し、あるいは調査に協力した者が何らかの報復や不利益を受けるおそれがある場合が少なくない。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保障されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、本件報告書を含む人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ関心を払っている実

情からは、審査請求人以外の者からの事情聴取の内容や当該被聴取者を推認することができる情報を第三者に開示すると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになる。また、そもそも、人権侵害の救済を求める人が、法務省の人権擁護機関に被害の申出をすることを差し控えるようになるおそれもある。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるばかりでなく、人権救済制度そのものの適切な運用ができなくなることとなる。したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

なお、関係者の住所、氏名等の個人識別情報のみを不開示とすることの是非については、たとえ当該個人識別情報のみを不開示としたとしても、事件関係者であれば、供述の内容から供述者を特定したり、特定には至らないにしても、供述者を推測することは可能であることから、事件関係者間において無用のトラブルが発生し、人権侵害による被害者救済の目的が達成できないおそれがあるため、個人識別情報以外の部分を含めて不開示とせざるを得ない。

- (3) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が含まれている。

これらの情報は、法14条2号に該当するとともに、これが開示されることとなれば、被害者その他の関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけではなく、調査そのものに協力することも拒否するようになったり、人権侵害の救済を求める人が法務省の人権擁護機関に被害の申告をすることを差し控えたりするおそれもあり、その情報の開示によって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報にも該当する。

- (4) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、法務局に設置されている専用端末に関するURL（公開されていないもの）が含まれている。

同URLは一般には公開されておらず、これが開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (5) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、法務省及び法務局に設置されており、いずれも一般には公開されていない直通電話番号、ファックス番号及びメールアドレスが含まれている。

これらの通信手段は、法務省及び法務局において、職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いているために設置しているものであり、これらの情報が開示されることとなれば、外部の者がこれらを見だりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当する。

#### 5 その他

審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録一式のうち、不開示情報に該当する部分及び不開示理由のいずれに該当するかについては、別紙のとおりである。

別紙中、「不開示理由」欄(1)ないし(5)は、不開示理由が上記4の(1)ないし(5)のいずれに当たるかを示している。

なお、審査請求人は、実施方法等の申出をしていない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年9月20日 | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年10月4日    | 審議                |
| ④ 同月25日      | 審査請求人から意見書を收受     |
| ⑤ 同年11月8日    | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年12月9日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人が人権侵害について申告した内容の結果に関する人権侵犯事件記録一式に係る保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし26に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)をその対象として特定した上で、その一部が、法14条2号及び7号の不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 不開示部分について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報が記録されている文書は、特別事件開始報告書(文書1及び2)を筆頭に、人権相談票(文書3及び9)、聴取報告書(文書4等)、電話録取録(文書6等)、特別事件調査結果報告書(文書7及び8)、特別事件処理報告書(文書26)等の計26の文書から

構成されており，その内容から，これらの文書は，審査請求人が申告した特定の人権侵犯事件処理に関する一連の文書であると認められる。

上記各文書に記録された保有個人情報のうち，文書3ないし6，文書9ないし13，文書18及び23の計11文書については，原処分において全部開示され，その余の15文書については，別紙の「不開示部分」欄に掲げる部分が不開示とされていると認められる。

(2) 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

①文書1及び2の「調査計画」欄，②文書7及び8の「処理方針」欄及び「理由」欄，③文書7，8及び26の「参考事項」欄，④文書16の「調査結果」欄，⑤文書19の本文の一部，⑥文書20の件名の一部，本文の一部及び添付ファイル並びに⑦文書21及び22の件名の一部及び本文の不開示部分には，人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

このような職員間での忌たんのない意見や内部での様々な意見が当事者等事件関係者に開示されると，事件についての心証，供述の信用性への疑問，当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり，事件当事者間の関係を悪化させることもあり得るほか，このような事態が生じることを恐れて，職員が，自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し，率直な意見を述べたり，それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する（上記第3の4（1））。

イ 検討

(ア) 上記アの不開示部分のうち，上記③のうちの文書26の「参考事項」欄を除く部分には，法務局内部における本件の人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況やその結果が，本件事案の処理に係る職員の率直な意見・評価又は心証等とともに記録されていると認められる。

人権侵犯事件の調査事務は，その事務の性質等に照らし，様々な領域における幅広い事象を扱うものであり，また，その内容も機微にわたるものが多い上，その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等を勘案すれば，人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには，法務局内部において忌たんのない意見交換を行い，十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

かかる必要性に鑑みれば，当該不開示部分に記録された内部的な

協議・検討の過程や、その過程で出された意見・評価又は心証等が開示されることになると、職員において、今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどして、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(イ) 他方、文書26の「参考事項」欄の不開示部分については、諮問庁は、下記(3)の不開示理由にも該当すると説明しているのので、下記(3)において、更に検討する。

(3) 審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容及び当該被聴取者を推認させる情報等が含まれている部分について(上記(2)で判断した部分は除く。)

#### ア 諮問庁の説明の要旨

①文書7、8及び26の相手方欄の一部、②文書14の被聴取者欄、③文書17の相手方欄並びに④文書24の宛名の不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が記録されており、また、⑤文書7及び8の目録欄の一部、⑥文書14の聴取場所欄、⑦文書14の「聴取内容」欄、⑧文書15の全て、⑨文書17の聴取内容欄、⑩文書24の本文並びに⑪文書26の「参考事項」欄の不開示部分には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている。

当該部分が開示されると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになり、その結果、十分な調査が実施できず、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるなどから、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。また、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報は、同条2号にも該当する(上記第3の4(2)及び(3))。

#### イ 検討

上記アの不開示部分には、本件の人権侵犯事件において、法務局が審査請求人以外の関係者から事情を聴取した内容等が記録されていると認められる。

強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査事務は、その事務の性質等に照らし、関係者の協力を得ながら行われるものであり、もと

もと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと認められることから、これらの情報が開示され、関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実、その内容等が他の関係者等に明らかにされると、関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になるなどし、さらには、調査に協力することを拒否するようになるなど、人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

また、人権擁護機関の事実認定は、人権救済の申立人及び被害者の申告内容のみならず、当該申立人及び被害者以外の関係者に対する調査結果をも踏まえて判断されるものであることは明らかであるから、当該不開示部分が開示されることになると、調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく、そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信を招いたり、これに対する協力を得られなくなる事態を生じさせかねず、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (4) 法務局に設置されている専用端末に関するURL並びに法務省及び法務局に設置されている直通電話番号、ファックス番号及びメールアドレスについて

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 文書19、20及び25の不開示部分(上記(1)で判断した部分は除く。)中には、法務局に設置されている専用端末に関するURLが記載されている。当該URLは一般には公開されておらず、これが開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する(上記第4の3(4))。

(イ) 文書19及び20の不開示部分(上記(1)で判断した部分は除く。)には、法務省及び法務局に設置されている直通電話番号及びファックス番号、メールアドレスが記載されている。当該電話番号等は職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いるために設置されているものであり、これらの情報が開示されることになれば、外部の者がこれらを目だりに利用するおそれがある

など、事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する（上記第4の3（5））。

#### イ 検討

上記ア（ア）の文書は、本件人権侵犯事件に関し、東京法務局からさいたま地方法務局に送信されたメール文の写しであると認められるところ、当該文書中の不開示部分であるその下部には、URL（ネットワークにおける機器の所在を示すもの）の一部とみられる情報が記載されており、また、上記ア（イ）の文書中の不開示部分には、「（直通）」と併記された電話番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

それらの記載内容から、当該URLについては、法務省内部のネットワークに関するものであると認められ、また、当該電話番号、FAX番号及びメールアドレスは、東京法務局人権擁護部の直通番号、FAX番号及び法務省職員のメールアドレスであると認められ、これらの情報が一般に公開されているといった特段の事情も見当たらないことから、諮問庁の上記説明は不自然、不合理ではなく、首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

#### （第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

文書番号	保有個人情報 (文書名)	通し 番号	不開示部分	不開示理由 (上記第3の4の)
1～2	特別事件開示報告書	1～4	「調査計画」欄	(1)
3	人権相談票	5		
4	聴取報告書	6～9		
5	被害者提出資料	10		
6	電話録取録	11～ 13		
7	特別事件調査結果報告書	14～ 17	相手方欄の一部	(3)
			「処理方針」欄	(1)
			「理由」欄	(1)ないし(3)
			「参考事項」欄	(1)及び(2)
			目録欄の一部	(2)
8	特別事件調査結果報告書	18～ 22	相手方欄の一部	(3)
			「処理方針」欄	(1)
			「理由」欄	(1)ないし(3)
			「参考事項」欄	同上
			目録欄の一部	(2)
9	人権相談票	23		

10	聴取報告書	24～ 27		
11	被害者提出資料	28		
12～13	電話聴取録	29～ 34		
14	聴取報告書	35～ 41	聴取場所欄，被聴取者 欄及び「聴取内容」欄	(2) 及び (3)
15	文書	42～ 69	全て	同上
16	調査報告書	70～ 73	「調査結果」欄	(1)
17	電話聴取録	74～ 75	相手方欄及び聴取内容 欄	(2) 及び (3)
18	電話聴取録	76～ 77		
19	メール文書	78	本文の一部	(1)
			URL	(4)
			電話番号，FAX番号 及びメールアドレス	(5)
20	メール文書	79	件名の一部，本文の一 部及び添付ファイル	(1)
			URL	(4)
			電話番号，FAX番号 及びメールアドレス	(5)
21～22	特別事件「知人 男性からの暴 言」について	80～ 81	件名の一部及び本文	(1)
23	文書	82～ 83		
24	文書	84～ 85	宛名及び本文	(2) 及び (3)
25	メール本文	86	URL	(4)

26	特別事件処理報告書	87～ 88	相手方欄の一部	(3)
			「参考事項」欄	(1) 及び (2)